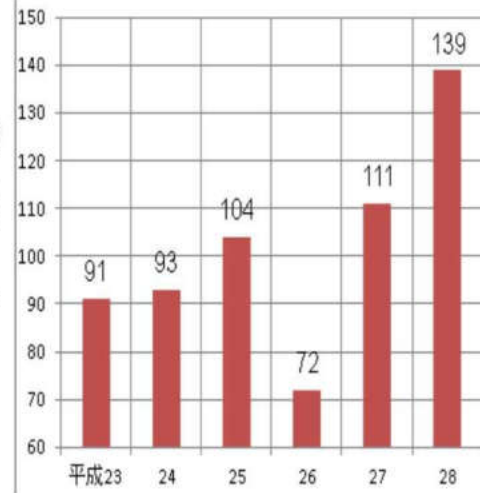


子ども達の豊かな成長・発達のために皆で力を合わせましょう！

豊中市の異常な教育現場 法で決められた人数配置が常に穴あき状態！

講師がいらない！ 教頭さんが代理に！ 職員が仕事の分担

定数内講師(欠員補充)の人数<小学校>



10人に1人？
現場の実感にあわない？

平成28年豊中市教育要覽をもとにすると次のようになりましした。

市内各職場から聞こえてくる「講師がいらない！」の声。
全教豊中教組の問い合せに市教委は講師の割合を次のように伝えてきました。

講師の占める割合
小学校 12・1%
中学校 10・9%

小学校府費教職員に占める講師 224人 / 1309人中
中学校府費教職員に占める講師 89人 / 680人中

13%

小学校では今年度、定数内の講師(欠員補充)が139名。この数年でもっとも多い人数です。

他にも、下表のように講師の方々が勤められています。

一学期から、病気休暇者の代替が見つからない。妊娠したが代替講師が見つからない。こうした事態が昨年度からずっと続いています。

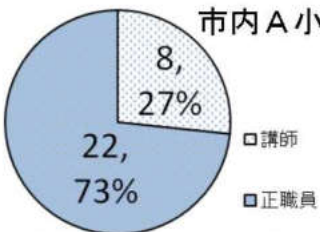
講師30%近い職場も！

学校によっては、講師比率が30%近い職場もみられます。(円グラフ)

毎年、身分不安定な講師を年度当初から多用し、この十年近く「講師不足」の事態が続いています。深刻になってきたのが人事権を府から委譲したここ数年です。

採用人数を見ると、豊能地区人事権委譲後、採用人数を抑制していることが明らかです。

先日、豊能地区人事協議会は来年4月採用の合格者を発表。小学校では予定していた人数100名より少ない92名の合格者。豊中市は小学



豊中市の新規採用者人数

H29は予定人数

豊能地区独自採用

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	52	62	57	63	40	40	40
中学校	29	29	58	19	20	13	13
養護教諭	2	3	2	1	1	1	1
栄養教諭			1				
事務職員				1	1	2	
合計	83	94	118	84	62	56	54

校で40名、中学校で13名を採用しようと考えている先生が足りないような事態をつくらぬよう豊中市教委は責任をもつべきです。

	平成28年度(2016年度) 10月1日現在	
校種	小学校	中学校
講師(欠員補充)	139	67
講師(育休年度越)	49	10
産休臨時講師	29	0
育児休業臨時講師	21	5
臨時講師	31	8
総数	269	90

府労組連 秋の賃金確定の運動



2016 府人勸

極めて不当！公民比較方法変更し、月例給引下げ 一時金は3年連続引上げ、配偶者扶養手当は改悪

大阪府人事委員会は勧告で、民間企業データとの比較方法を変更。その結果、1075円マイナスを勧告。比較方法を見直しせず、昨年と同様の比較方法で実施していれば、府職員は民間と比較し8024円低いと試算されている。

【報告および勧告のポイント】

月例給は引下げ、特別給(ボーナス)は3年連続引上げ

I. 月例給

本年4月分の職員給与は、民間を1,075円(0.28%)上

回っている。この較差を踏まえ、給料表に定める給料月額を引下げ

◆行政職給料表：一律0.3%引下げを基本(平均改定率▲0.2%)

〈初任給~20代前半は引下げなし、20代後半は、0.1~0.2%引下げ〉

◆その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定。

◆再任用職員：一律0.3%引下げ。

II. 特別給(ボーナス)

特別給を0.1月分引上げ(年間4、20月分~4、30月分)

民間の状況を踏まえ勤奨手当に配分

III. 改定時期

平成28年4月1日に遡って改定

ただし、月例給については、平成29年4月1日から改定

扶養手当を国に準じて見直し

I. 手当額

配偶者に係る手当額を引下げ

H28 13,800円→H29 10,000円→H30 6,500円

(行政職6級以上) H31 3,500円

(行政職7・8級以上) H32 非支給

子どもに係る手当額を引上げ

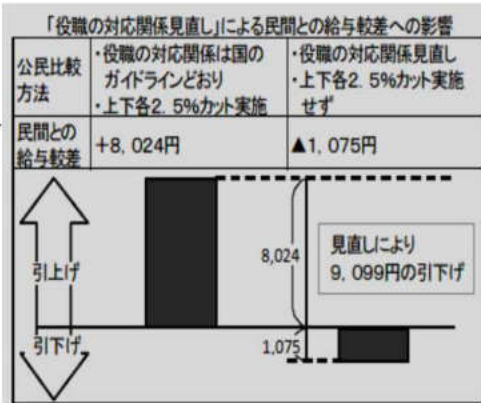
H28 6,500円→H29 8,000円→H30 10,000円

II. 改定時期

国に準じて平成29年4月1日から段階実施

今回の勧告は府職員の給与が見直し前と比べて9099円も引下げられるものです。扶養手当については、国の勧告に追随し、配偶者の扶養手当を段階的に削減する一方、子の扶養手当の増額が勧告されました。非常勤職員の賃金については「国、他の道府県の動向などにも留意しつつ、より一層適正な勤務条件の確保に努め」と述べるとどまり、賃上げや待遇改善はありなまる具体的な勧告はありませ

んでした。教育に穴のあく問題についても「適正な教員の配置」を求めています。



「21世紀にふさわしい教育を」 「部落問題学習」を考えるQ&A

大阪教育文化センター「部落問題解決と教育」研究会

Q6 「部落問題学習」はどう考えればよいでしょうか。

A6 学校が部落問題を意識させています。教えることはやめましょう。

「部落問題学習」として扱われているのは、賤民身分の歴史だけを時間をかけて教えたり、食肉・皮革・ゴミ収集・太鼓などを教材にしたりするなどパターン化されたものです。

特別対策法終了から14年。今の子どもたちは特別法時代を知りません。子どもたちや市民の暮らしの中に部落問題はありません。「部落」を意識して生活していません。知らなくても困ることはありません。どの調査結果を見ても、子どもが部落問題に出会うのは学校の授業というのが多数です。学校が部落を意識させています。その結果、部落問題はいままでたつても解決しない問題と認識させています。

それらは現代の部落問題とはいえません。逆に、賤民や食肉・皮革が地域と関わりがあるかのような先入観を持ち込むものと言えます。

小学校の教科書からは「部落」「同和地区」という名称や江戸時代の賤民身分の呼称が姿を消しました。府教委の人権教育指導資料集の小学校向けからも消えました。言葉を教えたことで子どもたちが口にして、それをまた問題として学習に熱中するという悪循環を断ち切りましょう。もう21世紀です。20世紀の遺物は過去のものとしましょう。

2010年の大阪府民意調査分析編でも「『同和問題は知らない』という人権意識が低いわけでもありません」としています。